

正法眼藏の成立的研究について

—古田紹欽氏著『正法眼藏の研究』刊行にちなんで—

鏡 島 元 隆

—

古田紹欽博士は、最近、『正法眼藏の研究』を刊行された。すでに、氏には『正法眼藏』（昭和三十五年十月 宝文館）の著述があり、他の著述の中でも道元禅師に關説した論文が多くないが、正法眼藏の成立に關しての根本問題を正面からとり上げたのは、本書がはじめてであるし、斯学に対する衝撃的内容を含むことにおいて注目すべき書である。

本書は、第一部と第二部に分れており、第一部は第一章 道元の遍歴——入宋參學の跡——、第二章 正法眼藏の成立に対する一私見 附・特に「嗣書」について、第三章 道元の真筆本について、第四章 正法眼藏の「示衆」とその各巻の題号の四章から成り、第二部は正法眼藏中の全機・都機・諸法実相・見仏・古鏡・空華の六巻の私釈から成る。

中心は、第一部第二章・第三章・第四章の正法眼藏の成立的研究にあることは明らかであつて、本書によつて提起された問題は重大な問題を含むと考えられるので、氏の所説を紹介し、ついで私見の一端を述べてみよう。

第二章「正法眼藏の成立に対する一私見」は、道元禅師の正法眼藏は禅師みずからの命名であり、その七十五巻および十二巻の体系も禅師みずからの編集であるという、近代の宗門の学者によつて主張され、ほぼ定説となつた説に対する、氏の疑義であり、新たな見解、主張である。正法眼藏親集説の論拠の一つは、禅師の真筆本が発見されたことにある。愛知県全久院所蔵の「正法眼藏山水経」には明らかに正法眼藏の名を冠して「第二十九」とあり、福井県永平寺所蔵の「正法眼藏西来意」にも同じく「第六十二」とあつて、その巻数は現存する七十五巻本正法眼藏の巻数に符合するのである。従つて、「正法眼藏山水経」および「正法眼藏西来意」が道元禅師の真筆として間違いないものであれば、禅師が正法眼藏の名のもとに、少くとも六十二巻までをまとめていたことは動かすことのできない事実である。

この「正法眼藏山水経」は、禅師の代表的筆蹟として、重要文化財に指定され、全久院に叢蔵されており、しかもこの書が重要文化財として指定されるに当つては、古田氏は文化財保護委員会にあつて、「これを道元の書としてその調書を

作成に当つた一人」であるが、本書においては、「山水経一巻」を真筆とすることに否定的であつて、かつての認定を訂正したいとまで述べている。その理由は、禅師の自筆本で「正法眼藏」の題名のあるのは「正法眼藏山水経」と「正法眼藏西來意」だけであつて（古田氏は「山水経」と「西來意」とは筆者を別人とみる）、他の原写本には「正法眼藏」の四字は存しないからである。禅師の自筆には、他に「嗣書」や「行持」（巻下）があるが、それらは巻頭なり巻尾なりに行持、嗣書と記されているのみで、「正法眼藏」の篇題もなく、巻数の記入もない。これらの書写のように、正法眼藏は初めは篇題もなく、各巻に第何巻という巻付けもなかつたのである。問題は、いつ誰によつて「正法眼藏」の篇題が付けられ、各巻の巻付けがなされたかということであつて、氏はこれを禅師滅後の建長七年（一二五五）の「八大人覺」巻の懷眞の奥書が記された時点まで下るとみるのである。氏のこの推定は、建長四年に拾勒された「現成公案」が七十五巻の第一に置かれている事實に裏づけられているのであって、それは「現成公案が七十五巻の第一に置かれたことは、七十五巻本の編成がこの頃に成つた」という氏の言葉に窺える。従つて、氏によれば禅師が晩年、正法眼藏を書き改めたのは、禅師在世中にまだ七十五巻の体裁をなすものとして完成していなかつたのであって、これを完成したものは禅師の側近にあつて、これを書き

改めることを助けていた懷辨が、禅師の意を充分に体してなしたものであるというのである。氏が「山水経」の筆者の道元禅師説に疑義を抱くにいたつたのは、このように正法眼藏成立の時点を建長七年まで下つて考えざるを得なくなつたことによるものである。

第二章は、上に述べたように正法眼藏成立の最終時点を建長七年とみることによつて、「山水経」の禅師真筆を否定することに論旨があるが、付論として同じく禅師の真筆として伝えられている「嗣書」（里見氏旧蔵）の真筆性にも疑義が投げられている。これは、「山水経」の真筆否定が正法眼藏の成立という歴史的観点からなされているのと異なつて、花押による筆蹟鑑定の観点からである。その根拠は、禅師の真筆として疑いない「普勸坐禪儀」（天福元年書 永平寺蔵）と「対大己五夏闍梨法」（寛元二年書 永平寺蔵）が花押Aを用いているのに、同じ寛元癸卯（元年）に書かれた「嗣書」の花押が花押Bを用いていることにある。花押Bを用いている禅師自筆と称されるものに、「仏前斎粥供養侍僧事」（寛元四年書 永平寺蔵）、「五ヶ条庫院須知」（宝治二年書 永平寺蔵）があるが、これらは「嗣書」に見られる筆蹟とは異なるのであって、「嗣書」に見られる筆蹟にBの花押の存するものが他にないことと、寛元二年の書写である「対大己五夏闍梨法」が花押Aであるのに、寛元元年書写の「嗣書」が花押Bである

というよう、AとBの二つの花押が同じ寛元年間に併せて用いられていること、の二つの理由によつて、氏は「嗣書」の真筆性に疑問を呈するのである。

第三章「道元の真筆本」については、大久保道舟氏に『道元禅師真筆集成』の著述があつて、その中に大久保氏は、「普勸坐禪儀」、「普勸坐禪儀撰述由來」、「正法眼藏山水経」、「正法眼藏嗣書」、「正法眼藏嗣書断簡」、「正法眼藏行持下」、「正法眼藏諸法実相断簡」、「正法眼藏西來意」、「対大己五夏闍梨法奥書」、「羅漢供養式文草稿断簡」、「明全和尚戒牒奥書」を収めているが、氏は「このすべてを道元真筆とするには無理があり、あるものを真筆とすれば他のものを別筆とどうしても見なくてはならぬ異筆のものが含まれている」と述べている。すでに、「正法眼藏山水経」・「嗣書」の真筆性についての疑義が前章において論ぜられたが、本章においてはその他ものについて考証されている。

大久保氏が挙げている「道元禅師真筆集成」の中で、古田氏によつて真筆と認められたものは、「普勸坐禪儀」、「普勸坐禪儀撰述由來書」、「正法眼藏行持下」、「対大己五夏闍梨法奥書」、「明全和尚戒牒奥書」の数種に過ぎない。本章では、これ以外のものが真筆として認められない理由について述べているが、注目すべきことは、「普勸坐禪儀」の付帶資料として従来みられていた「普勸坐禪儀撰述由來書」を「普勸坐

「禅儀」から切り離したこと、「正法眼藏山水経」（全久院蔵）の筆者を義介と認定したことである。元来、「普勸坐禅儀撰述由來書」の題名は学者によつて名づけられた仮称であつて、同由來書の文中の「撰坐禅儀」の四字は原文が剥落して、それは坐禅儀とは読めても普勸坐禅儀とはないものである。筆蹟からしても天福元年の「普勸坐禅儀」とは異なり、さらに熟達したものである。この点から、氏はいわゆる「普勸坐禅儀撰述由來書」なるものは、寛元元年に越州の吉峰精舎で示衆された「坐禅儀」のことであり、それが書かれたのは、「坐禅儀」が撰述された頃とみるのである。

「正法眼藏山水経」の筆者が禅師でないことは前章で述べられたが、その筆者については述べられなかつた。そこで本章では永平寺所蔵の「正法眼藏仏性第三」の奥書によつて、その「正嘉二年戊午四月廿五日、以再治御本交合了」の奥書の書体と、「山水経」の奥書の「爾時仁治元年庚子十月十八日子時、在觀音導利興聖宝林寺示衆」の書体と同じであると判定している。しかるに、正嘉二年校合の「仏性」奥書の筆者は義介とみられているから、「山水経」奥書の筆者も義介であり、従つて真筆本「山水経」の筆者は義介であると推定している。

以上において、古田氏の正法眼藏の成立的研究の梗概について紹介したのであるが、古田氏が本書において論証された正法眼藏の成立的研究は、近代の曹洞宗門学者の書誌学的論

第四章 「正法眼藏の示衆とその各巻の題号」は、七十五巻本正法眼藏のなかに禅師が自ら記し、書したとしているも

究の成果を踏まえて、その否定の上に立った論究であるが、

本書にはそれに対する言及はほとんど見られないで、自説を所信のままに主張されている。しかし、一般の読者にとっては、宗門学者の論拠をも挙げて、それがどういう難点をもつて故に氏によつて否定されたかを指摘して論を進める方が分りがよいし、問題の所在を明らかにして斯学の進歩を促すことにもなると考える。それ故に、以下、引き合いに出される宗門の先学には非礼になるかも知れないが、氏によつて提起された問題を顧みながら、氏の主張のもつ意義について述べてみよう。

はじめに、本書は斯学に対する衝撃的内容を含むと述べたが、それは次のような事情である。古田氏によつて提起された、正法眼藏懷弁編集説は、実は、宗門にとって耳新しい説ではない。江戸時代、正法眼藏が宗門ではじめて開版されたときの「永平正法眼藏彫刻凡例」は、次のように記している。

この書、卷目の多寡、編集の列次、古今の諸師、家家不同なり、
今且く辨翁の校正結集し玉ふ七十五帖の次第を列せば左の如し

(中略)

右七十五帖は祖師滅後四年、建長七年乙卯に至て、永平二代懷弁
禪師、祖師の御草本に就て書写し、親しく自ら校正列次輯録し玉
ふ所にして、詮慧和尚の御聴書、及び其嗣経豪和尚の抄本も亦こ

の辨翁編集の七十五帖に依り玉ふ。

この「永平正法眼藏彫刻凡例」の説は、面山瑞方（一六八三一一七六九）の『正法眼藏闢邪訣』の主張を受けたものであつて、『闢邪訣』は、正法眼藏の巻数は永平宗祖在世中は未定であつたといい、これが七十五巻に編集されたのは建長七年の懷弁の校正のときであると主張したのである。江戸時代には多少の異論はあつたものの、宗学者としての面山の盛名のためにこの説が広く行なわれたのであり、それが明治にまで受け継がれたのである。これに対し、近代の宗門の学者の正法眼藏の書誌学的研究は、この面山説への批判であり、それからの脱却である。それは、正法眼藏の懷弁編集説から禅師親集説への大きな転回の歩みであつて、近代の学者の努力によつて正法眼藏親集説は、ほぼ宗門の定説として定着したに見えたのである。しかるに、ここに突然、古田氏によつて新たに懷弁編集説が採り上げられたのであるから、もし古田氏の所説のとおりであれば、宗門の近代の正法眼藏の書誌学的研究の進展は一挙に御破算となり、その学的成果はすべて砂上樓閣におわることになろう。本書が、宗門の正法眼藏研究に衝撃的内容を含むといったのは、この意味である。

正法眼藏親集説の論拠を挙げ、これを検討してみることが便宜であろう。

一 「八大人覚」奥書

「正法眼藏八大人覚」の奥書には次のようにある。

如今建長七年乙卯解制之前日、令義演書記書写畢、同一校之、右本、先師最後御病中之御草也、仰以、前所撰仮名正法眼藏等皆書改、竝新草具都盧一百卷可撰之云云、既始草之御此卷當第十二也、此後御病漸漸重増、仍御草案等事即止也、所以此御草等、先師最後之教勅也、我等不幸而不拜見一百卷之御草、尤所恨也、若奉^レ恋慕先師之人、必書^ニ此卷^ニ而可^レ護持之、此釈尊最後之教勅、且先師最後之遺教也、懷辨記^レ之

正法眼藏道元禅師親集説は、この「八大人覚」奥書の「前所撰仮名正法眼藏」すなわち旧草を七十五巻を指すとみ、新草を十二巻とみ、しかもそれは、禅師みずからによつて編集され、体系づけられたものとみるのである。従つて、懷辨の歎きは、正法眼藏が百巻完成を目指し、八十七巻まで禅師みずからの手によつて編成されながら、十三巻を残して世を去つたことに対する痛惜と受けとるのである。このような見解は、永久岳水氏や大久保道舟氏によつて主張され、宗門ではほとんど定説となつた説であるが、しかし、新草の「十二」の巻数だけいって、「前所撰仮名正法眼藏」の巻数については奥書は何も述べていないのである。従つてそれが七十五巻

を指すとみるのは推定である。「前所撰」の意味を広くとれば、後に義雲によつて正法眼藏に編集された、「菩提薩埵四攝法」や「法華転法華」も旧草にちがいないから、それがどうして「皆書改」ものの中に含まれないのかということは文字の文面だけからは窺えないものである。最近、山口大学の杉尾教授は、この「八大人覚」の奥書の旧草を、七十五巻の意味にとりながらも、旧草の結集は暫定的で決して完成し完結した体系ではなく、従つて「皆書改」の意味は旧草が新草の中すべて編みこまれる意味であると解している（道元の哲学上山口大学教育学部研究論叢一九〇一）。氏の解釈によれば、道元禅師が目指した百巻とは、七十五巻プラス二十五巻ではなくて、新草十二巻が百巻の出発点であるという。氏の理解が正しいかどうかはともかくとして、この「八大人覚」の奥書が親集説とは異なつた読みようができる問題を含むものであることは否定できない。それ故に、正法眼藏禅師親集論が、この新草十二巻の基本となるものが七十五巻正法眼藏であるというためには、それを実証するものがなければならないのであって、「八大人覚」の奥書が親集説の証拠とはならないのである。

二 「正法眼藏仏性」奥書

永平寺には懷辨自筆の「正法眼藏仏性」が所蔵され、それは正法眼藏成立の研究に貴重な資料を提供している。その奥

書は次のようにある。

正法眼藏仏性第三

仁治二年辛丑十月十四日記于觀音導利興聖宝林寺

同四年癸卯正月十九日書写之

懷辨

爾時仁治二年辛丑十月十四日在雍州觀音導利興聖宝林寺示衆 再治御本之奥書也正嘉二年戊午四月廿五日以再治御本交合了

右の「仏性」奥書は、正法眼藏が道元禅師によつて、再治修正されたことを示す典型的な文献である。正法眼藏は奥書にある年月日、禅師によつて示衆されたものであるが、それでは初めから正法眼藏の名を冠し、卷数を付けて示されたものではなく、正法眼藏や卷数は後になつて付けられたものである。その後になつてとは、いつ、誰の手によつてなされたかということが問題の焦点であるが、ここに注意すべきことは、正法眼藏は再治修正が施されているということである。この再治修正は、禅師が奥書に示されてある年月日より後に、みずから、あるいは書き消し、あるいは書き入れ、あるいは書き直したのであって、それを示すものが、この「仏性」奥書である。今日、正法眼藏に種々の異本があるのは、もとの正法眼藏に草稿本、清書本等の幾種かの正法眼藏があるからである。しこうして、禅師によつてこの再治修正の仕事が行なわれたのは、興聖寺住山の末年から北越入山の頃にかけてもつとも熱心な再治が加えられたのであり、建長二年頃にはそ

の全部が終了したものと考えられる（大久保道舟 道元禅師伝の研究三五〇頁）。問題は、この再治修正の仕事と七十五巻の体系付けとの関連であつて、これが切り離すことができなければ、禅師によつて再治修正が行なわれたことが動かすことのできない事実である以上、正法眼藏の体系付けも禅師によつてなされたことは動かすことができないことになる。しかし、これが切り離すことができれば、再治修正したことがあだちに正法眼藏の体系付けをなしたことにはならないのである。正法眼藏親集説は、再治修正と正法眼藏の体系付けを同視するのであるが、そこに問題はないであろうか。

さて「正法眼藏仏性」奥書についてみると、それは、草案本と再治本の奥書を並記したものであり、草案本の奥書の筆者は懷辨であり、再治本の奥書は署名がないが、永平四十二世江寂円月の鑑定書によれば、それは懷辨の弟子、永平寺三世の義介である。注意すべきことは、仁治四年、懷辨によつて書写されたときはただ「仏性」とのみあつたが、正嘉二年（一一五八）義介によつて書写されたときは「正法眼藏仏性第三」と改められたことである。この奥書によつて知られることは、「仏性」の示衆は仁治二年十月十四日であることと、しかし、仁治四年懷辨によつて書写された時点でもまだ正法眼藏の命名はなかつたこと、正嘉二年の時点では正法眼藏七十五巻の体系はすでに成立していたこと、である。問題は、

「以再治御本交合了」の奥書を、「禅師の再治本に正法眼藏仮性第三とあつたから、それをもつて奥書を校正し右のごとき処置を講じられた」（大久保道舟 道元禅師伝の研究三四九頁）と解することができるかどうかである。これは、再治すなわち正法眼藏の体系化であればそのように解するのが当然であるが、再治と正法眼藏の体系化を切り離すことができれば、そのように断することは問題である。しかるに、永平寺所蔵二十八巻本の中に含まれている「嗣書」についてみると、「寛元元年十月二十三日以越州御書御本交之云々」の懷粧の奥書のある「嗣書」が、「越州御書は再治本嗣書であることが推測され」（永久岳水 正法眼藏著述史の研究一一三頁）るものであるにかかわらず、正法眼藏の篇題を有しないことが知られる。これによつてみれば、再治即正法眼藏の体系分けではなくて、再治と正法眼藏の体系化は切り離すことができるものである。とすれば、「正法眼藏仮性」奥書は正法眼藏親集説を立証する決め手とならないのである。「正法眼藏仮性第三」の篇題が付けられたのは、禅師入滅後の正嘉二年の校合のときだからである。

右によつて知られることは、正法眼藏はそのはじめにおいては篇名だけであつて、正法眼藏の題名および巻数はなかつたのであり、禅師によつてそれが再治されたときも、そのはじめは題名および巻数はなかつたことである。しかば、い

つの時点ではそれがなされたか、道元禅師親集説をとるにはこれを示さなければならない。正法眼藏親集説にとつての問題は、「現成公案」奥書の「これは天福元年中秋のころ、かきて鎮西の俗弟子楊光秀にあたふ建長王子拾勒」とある「建長王子拾勒」をいかに解するかである。建長王子は建長四年（一一五二）であるから、禅師入滅の前年である。入滅前年に拾録された「現成公案」が七十五巻正法眼藏の最初に据えられたことをどのように解するか、親集説はこれを解明しなければならない。

三 「正法眼藏山水経」奥書

全久院所蔵の「山水経」は道元禅師の代表的真筆として著名である。これによれば、「正法眼藏第二十九」の篇題と巻数が示され、奥書には「爾時仁治元年庚子十月十八日子時在觀音導利院興聖宝林寺示衆」とある。明らかに正法眼藏の名を冠して、「第二十九」とあるのであって、それが七十五巻本正法眼藏の巻数に符合するのである。従つて、これが禅師の自筆であることの確たる証拠が立てば、禅師が七十五巻正法眼藏を編成したことは動かすことができない。問題は、その奥書である。眞筆本は、仁治元年（一二四〇）示衆とあつて、その時点で筆写されたようにみられるが、しかし仁治元年の時点では、「嗣書」・「仮性」の奥書によつて知られるよう、まだ正法眼藏の篇題、巻数はできていないのである。

従つて、「山水経」は真筆であつても、奥書に記された仁治元年に書かれたものではなく、後になつて示衆の年月日を記念して、遡つて書かれたものである。後に書かれたものであるからといって、もちろん禅師の真筆でないとは断定できなが、そこに問題を孕むことも事実である。

古田氏は、道元禅師の在世中には正法眼蔵の体系は存しなかつたという観点から、これが禅師の真筆であることを疑い、この筆者を永平寺第三代義介に推定する。しかし、真筆にまちがいないから正法眼蔵の体系はでき上つていたという主張と、正法眼蔵の体系はでき上つていなかつたから真筆でないにちがいないという議論は、畢竟、水掛け論である。そのいぢれが正しいかは、そういう成立論のからみ合いを離れて、他の道元禅師の代表的真筆との比較において、宗門に属さない純専門家の筆蹟鑑定をまつ外はない。「山水経」は従来、禅師の代表的真筆として宗の内外から尊信されたものであつて、これが真筆でないということになれば宗門としては大変なことである。筆者は専門家にこれが筆蹟鑑定を要望して、この点についてはこれ以上触れない。

以上、古田氏の「正法眼蔵の研究」に導かれて、宗門に定説化された正法眼蔵禅師親集説の問題点を考察したきたのであるが、それによつて知られることは、正法眼蔵親集説も一つの推定説であつて、確固不動の基盤に立つたものではない

ことである。これは親集説にならずんできた筆者にとつては大きな驚きであつて、本書の出現はそういう衝撃の書であるところにその意義があるであろう。しかし、それでは古田氏の正法眼蔵懷眞編集説に何の問題もないか、次に少しくこれに触れてみよう。

古田氏は本書において、正法眼蔵懷眞編集説をとつて、近代の宗門の学者の禅師親集説が必ずしも十分根拠ある説でないことを示した。しかし、近代の正法眼蔵親集説を主張する学者のもう一つの論拠に、本書がまったく触れていないのはどういうわけであろう。それは、七十五巻本によつて註疏を試みた経豪の「正法眼蔵抄」の存在である。周知のように、「正法眼蔵抄」は、禅師滅後十年の弘長三年（一二六三）にはすでに成立していた禅師の直弟子詮慧の聞書をもとにして、詮慧の弟子の経豪が乾元二年（一二〇三）から延慶元年（一二〇八）にわたつて正法眼蔵に註疏を試みた、正法眼蔵のもつとも古い註解である。しかも、経豪は詮慧の弟子であるが、最近の研究によれば元来、禅師の弟子であったのであり（石川良昱 舎利礼文について 印度学仏教学研究第十一ノ二）、のちに詮慧についてその弟子になつたのであるから、その註疏はもつとも禅師の面目を伝えていると考えられるのである。この点に著目して、大久保道舟氏は、経豪が七十五巻正法眼蔵によつたことについて、「経豪一箇の見識によつて撰

「挙したとは見られない」として、「従つて七十五帖の体系づけは直接禅師の手によつて行われたもので、経豪はそれを中心に註記したとみるが妥当な論定のように思う」（道元禪師伝の研究三四八頁）と主張している。この大久保氏の主張に、古田氏はくみしないかも知れないが、しかし、氏は正法眼藏懷弁編集説を説くだけでなく、「七十五卷本正法眼藏は端的にいへば、懷弁の法系に相伝されたものであり、もとよりみだりにその書写が許されたものではなからう」と、七十五卷本正法眼藏が懷弁系統のみの伝承本と主張しているが、このようないいものではない。しかし、箇々の細かな点になると、理解できぬもの、見解を異にするものがないでもない。その一々については、いま述べないが、一・二の例を述べておこう。

例えば、古田氏は「現成公案」が七十五卷の第一に置かれたことは、七十五卷本の編成がこの頃に成ったことであるといふ。これは、正法眼藏懷弁編集説をとる限り、筋の通つた主張である。しかし、続いて「この一巻を第一においたことによつて爾余の巻との関連の上に、若干の加筆が各巻の上に施されたであらうことが想像される」として、第二「摩訶般若波羅蜜」に見られる「また一枚の般若波羅蜜、而今現成せり」とか、「ちなみに施設可得の般若現成せり」、「この般若定説であることにおいて親集説と異なることはない。従つて、いずれの推定が妥当であるかという判断に帰する問題であるから、本書の出現によつて、宗門学者の正法眼藏親集説がすべて覆されたとは言えない。氏自身も、懷弁編集説をとるにしても、「懷弁が、道元の意を充分に体してなしたもの」という含みのある主張であり、「この整理編輯は道元自身も試みたものであつたろうが、最終的にはその懷弁がこれをなし

たと考へられる」と述べているのであるから、正法眼藏親集説をまったく認めないのであるまい。その点、本書が宗門の近代学者の成果を否定する非常に大胆な主張であるにかかわらず、その大筋において宗門人である筆者に肯けがえ得ないものではない。しかし、箇々の細かな点になると、理解できぬもの、見解を異にするものがないでもない。その一々については、いま述べないが、一・二の例を述べておこう。

古田氏は、本書において強く懷弁編集説を主張している。しかし、氏の主張も、やはり実証を欠く推定であるから、推定説であることにおいて親集説と異なることはない。従つて、いずれの推定が妥当であるかという判断に帰する問題であるから、本書の出現によつて、宗門学者の正法眼藏親集説

若波羅蜜」に見られる「また一枚の般若波羅蜜、而今現成せり」とか、「ちなみに施設可得の般若現成せり」、「この般若波羅蜜多の現成せるは、仏薄伽梵の現成せるなり」といった現成の思想は、「現成公案が巻初におかれたことによつて、後から筆を加へたものではあるまいか」と推定している。この「後から筆を加へた」人に氏はだれを想定しているのである。建長四年といえば、入滅前年であつて、道元禪師による再治修正は考えられないが、さりとて懷弁による加筆といふこともとうてい考えられることではなかろうか。懷弁は、

正法眼藏のもつとも忠実な書写者であり、校合者であつて、一字一句といえどもゆるがせにできない敬虔な弟子である。正法眼藏に後人の加筆があることは事実である。が、それは一異本の伝えるところで、必ず正しく伝えている他の正本があるはずである。異本校訂という実証的研究を無視して本文批評を試みることは、自己の構築した思想体系に合わせて正法眼藏を見る危険をおかすことになりはしないであろうか。

古田氏は、また「八大人覚」の奥書の「皆書改」とあるその書き改めることが、禅師ひとりがそれをなしたかどうかを問題にし、懷辨が禅師を助けて書き改めたと論じ、さらに「ではこの二人によつてそれがなされたかといふと、これまたはつきりしない。現存の七十五巻本の第七十『虚空』、第七二『安居』の書写は義雲となつてゐる。これをもつて義雲がこの「皆書改」に参画してゐたと見ていいかどうかは不詳であるが、仁治・寛元の間に道元の示衆なり、書なりを書写したもののが義雲の外にも若干人あつたことが詮索される」と述べているが、これは氏の思い違いであろう。義雲は、道元禅師が京都に寂した同じ年（一一五三）に、同じ京都に生れた人であつて、「皆書改」に参画していないことは明らかである。

上において、古田氏の正法眼藏の成立的研究についてその梗概を述べたのであるが、それは、宗門の近代学者の正法眼藏の禅師親集説の根幹を搖がす迫力をもつたものであるが、

氏自身の懷辨編集説にもなお推敲すべき余地が残されていると思われる。近時、正法眼藏の成立的研究に対し、七十五巻と十二巻の関係について杉尾教授の特異な研究が発表され、また七十五巻本と六十巻の関係について水野弥穂子氏によつて新説が発表された（岩波書店『正法眼藏解説』）。宗外の人によつて、正法眼藏の成立的研究が続々と発表されることはよろこばしいことであるが、そのような根本問題に対して宗門の学者がこれに対する明確な定説を発表し得ないのは遺憾なことである。古田氏の正法眼藏の成立的研究によつて、正法眼藏の成立的研究は振り出しにもどつたのである。宗門の新進学究の奮起を願つて擱筆する。

（付記）本稿は、鈴木学術財団研究年報第九号所載の古田紹欽氏正法眼藏の研究の書評と紹介が紙数の関係で意を尽し得なかつたのを詳論したものである。重複している点を了恕していただきたい。なお、筆者は脱稿後、前国立博物館資料課長堀江知彦氏に「正法眼藏山水経」および「嗣書」の筆蹟鑑定を請うたが、堀江氏はそのいづれも真筆であることを否定された。）